

## 今後の障害者福祉センター（既存事業の見直し、青葉区への新規整備）について

### 1. 背景

- ・障害者福祉センター（以下、「センター」という。）は、平成4年：泉、平成9年：太白、平成13年：宮城野、平成19年：若林と整備し、1か所目の設置から20年以上が経過している。
- ・センターの位置付けは、地域生活の中でのリハビリテーションや日中活動を確保する拠点としての機能をメインに、地域交流の促進や貸館の機能を担うもの。
- ・平成18年の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）施行以後、民間の障害福祉サービス事業所が大きく増加。それに伴いセンター機能の一部を民間事業所で担えるようになり、センターの利用実績が少なくなっている。
- ・一方、重症心身障害児者や医療的ケア児者を受け入れる生活介護及び短期入所事業所は十分とは言えず、医療の進歩や新法制定（「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」を背景に、将来的な受け入れニーズは増加する見通し。
- ・また、近年の障害者の範囲の拡大や多様化に伴い、高次脳機能障害や発達障害等の受け入れニーズが増加しているが、民間事業所での受け入れが進んでいない。

### 2. センターが今後担うべき機能

- ・既存のセンターについては事業を見直し、新設の青葉センターについては既存センターの見直しを踏まえ、それぞれ担うべき機能を整理する。

	既存センター	【見直し後】既存センター	【新設】青葉センター
自立訓練 (機能訓練,生活訓練)	あり	高次脳機能障害、 発達障害等への対応を強化	-
生活介護	あり	重症心身障害、 医療的ケア対応を強化	重症心身障害、 医療的ケア対応に特化
相談支援	あり	あり（従来どおり）	基幹相談支援センター
短期入所	-	-	地域生活支援拠点
貸館	あり	あり	あり
福祉避難所	あり	あり	あり

⇒青葉センターには、全市的に今後ニーズや重要性が増してくる役割を集約することとし、  
 具体の機能として「基幹相談支援センター」や重症心身障害・医療的ケアに対応できる  
 「地域生活支援拠点」「生活介護事業所」等を配置することを想定。

### 3. 既存センターの見直し内容

	現行 (事業・主な対象者・定員)	見直し後 (事業・主な対象者・定員)
宮城野	機能訓練 (身体) 15人 生活訓練 (知的) 6人 生活介護 (知的) 9人 入浴事業 (モデル) -	機能訓練 (身体・高次脳) 6人 生活訓練 (高次脳・発達) 6人 生活介護 (知的・重心) 8人 入浴事業 (本実施) -
若林	機能訓練 (身体) 15人 生活訓練 (知的) 6人 生活介護 (知的) 9人 入浴事業 (モデル) -	機能訓練 (身体・高次脳) 6人 生活訓練 (高次脳・発達) 6人 生活介護 (知的・重心) 8人 入浴事業 (本実施) -
太白	機能訓練 (身体) 15人 生活訓練 (知的) 6人 生活介護 (知的) 9人 入浴事業 (モデル) - 高次脳リハ (モデル) -	機能訓練 (身体・高次脳) 6人 生活訓練 (高次脳) 12人 生活介護 (知的・重心) 6人 入浴事業 (本実施) -
泉	機能訓練 (身体) 15人	機能訓練 (身体・視覚) 15人

【見直し事項】・利用定員 ・対象者の障害種別 (利用対象の拡大)  
・モデル事業等の本実施 (入浴、高次脳、視覚)

⇒既存センターは、ニーズの動向、立地の利便性や設備・人員を含めた環境面、またモデル事業等を実施してきた実績・経験を踏まえ、センター毎に特色を持たせる。